

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

- 1 自動車の新規登録等を申請する者等が国、軽自動車検査協会又は独立行政法人自動車技術総合機構に納めなければならない手数料の額を改める。(第一条、第二条及び第三条関係)
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)